

パート従業員の労働保険への加入義務は？

Q、当店では、パート従業員のみを雇用しております。労働保険に加入する必要はありますか。

A、必要です。

労働保険とは労災保険と雇用保険の総称で、労働者を1人でも雇用している事業所には加入義務があります。

労災保険は労働者が業務上または通勤途中で負傷したり、病気に見舞われたり、不幸にも死亡した場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行います。

対象者は社員、アルバイト、パート、臨時雇い、外国人労働者など名称や雇用形態にかかわらず、労働の対価として賃金を受けるすべての労働者です。

保険料は全額事業所負担で労働者の賃金総額に労災保険料率を乗じた額となります。

もし、未加入中に労災事故が発生した場合、事業所に対し最大2年間遡って保険料と追徴金10%が徴収されるほか、当該災害に関して支給された保険給付額の40%または100%が徴収されます。

雇用保険は労働者が失業した場合に、労働者の生活並びに雇用の安定を図り、再就職の促進をするために必要な給付が受けられます。

保険料は労働者の賃金総額に雇用保険料率千分の9（事業所負担：千分の6、労働者負担：千分の3）を乗じた額になります。

雇用保険には2つの加入要件があります。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること、
- ② 31日以上引き続き雇用されることが見込まれること、です。

原則として、法人の役員や同居の家族従業員は労災保険に加入できませんが、労働保険事務組合に事務委託した場合のみ、労災保険に加入できる「特別加入制度」が利用できます。